



# 島根県報

平成18年7月14日(金)  
号外第93号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 規則

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  | (人事課) | 1 |
| 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | (税務課) | 2 |

### 公布された条例等のあらまし

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第71号)

#### 1 規則の概要

- 就業の場所から勤務場所への移動等の範囲について定めることとした。(第2条の4関係)
- 常勤の地方公務員の災害補償制度における福祉事業の内容の一部改正に伴う規定の整備(第15条の2関係)
- その他規定の整備

#### 2 施行期日等

公布の日から施行し、1の(1)については、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用することとした。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(規則第72号)

#### 1 規則の概要

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の改正に伴う引用条項及び文言の整理(第3条・様式第4号関係)

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄田信義

### 島根県規則第71号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年島根県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第2項ただし書」を「第2条の2第1項第2号及び第3号並びに同条第2項ただし書」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

(就業の場所から勤務場所への移動等)

第2条の4 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める就業の場所から勤務場所への移動は、次に掲げる移動とする。

(1) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動

(2) 次に掲げる就業の場所から勤務場所への移動

ア 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第3条第1項の適用事業に係る就業の場所

イ 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第1条第1項に規定する職員の勤務場所

ウ その他勤務場所並びにア及びイに掲げる就業の場所に類するもの

2 条例第2条の2第1項第2号の規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合は、次に掲げる法令の規定に違反している場合とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項

(2) 前号に掲げる法令の規定に類する法令の規定

3 条例第2条の2第1項第3号の規則で定める要件は、同号に掲げる移動が、単身赴任手当の支給を受ける地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する職員と均衡上必要があると認められる職員により行われるものであることとする。

第10条第1項中「地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第15条の2第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号を削る。

附則第5項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第29条第6項」を「第29条第8項」に改める。

附則第6項第1号及び第2号中「等級に該当する」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に改める。

様式第5号中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第2条の4各項の規定は、平成18年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用する。

3 改正後の規則第15条の2第1項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。

---

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年7月14日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第72号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則(昭和48年島根県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表第 4 号左欄中「、第 3 条」を削る。

様式第 4 号中

離島振興対策実施地域	農村工業等法の地区
誘導地域	半島振興対策実施地域
特定農山村地域	中心市街地
過疎地域	原子力発電施設等立地地域

を

離島振興対策実施地域	農村工業等法の地区
半島振興対策実施地域	特定農山村地域
中心市街地	過疎地域
原子力発電施設等立地地域	

に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取繕いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

